

一般社団法人アドバンストバイオメディカル協議会会員規約

第1章 総則

第1条（本規約の目的）

1. この会員規約（以下「本規約」という。）は、一般社団法人アドバンストバイオメディカル協議会（以下「本協議会」という。）の定款に定める事業の実施に係る理事会の決議に基づき、本協議会の会員制度及び会員の権利・義務等、本協議会の会員に係る活動に関する基本的事項を定める。

第2章 会員

第2条（入会）

1. 本協議会の会員になろうとする者（以下「入会申込者」という。）は、本協議会が別途定める入会申込書を提出して入会申込みをしなければならない。
2. 本協議会の代表理事は、前項の申込がなされた場合、入会の承認または不承認を決定し、これを入会申込者に対して通知する。
3. 入会申込者は、入会を承認された場合、入会が承認された月から当該月の属する本協議会の事業年度の年会費を月割りで計算した額全額を第4条2項の規定に従い納付するものとする。なお、この場合の年会費の納入期限は、入会が承認された日の翌日から14日までとし、14日以内に納入されなかった場合には、当該承認は取り消されるものとする。
4. 入会申込者は、本協議会が前項に定める年会費全額の納入を確認後、正式に会員となるものとする。なお、入会日は、前項に定める年会費の納付を行った日とする。

第3条（会員の種別および権利）

1. 本協議会の会員（特別会員、正会員及び準会員を総称して「会員」という。）の種別および各種別の会員に認められる権利は、以下のとおりとする。

(1) 特別会員：

- ・ 月に一度程度開催される「協議会研究懇話会」への参加
- ・ 半年に一度程度開催される「協議会研究セミナー」への招待
- ・ 上記の定期的な懇話会・研究セミナー・学会とは別に、本協議会所属の教授・研究員等による具体的な研究テーマ、あるいは、研究支援に関する個別相談（年に最大4回程度）
- ・ 本協議会と共同研究・受託研究を実施する場合の費用割引（年会費の50%）
- ・ 本協議会の理事会の承認を得た上で、定款に定める事業の範囲内の事項に係る分科会を創設する権利（当該分科会の運営費用は、全て会員負担とし、本協議会は負担しない。）

- 本協議会が主宰する学会が発行する機関誌、研究誌、パンフレット等及び随時発行する資料等の出版物の受領
- (2) 正会員：
- 半年に一度程度開催される「協議会研究セミナー」への招待
 - 本協議会が主宰する学会が発行する機関誌、研究誌、パンフレット等及び随時発行する資料等の出版物の受領
- (3) 準会員：
- 本協議会が主宰する学会が発行する機関誌、研究誌、パンフレット等及び随時発行する資料等の出版物の受領
 - 出版相談等の支援

第4条（年会費）

1. 会員は、本協議会の事業年度の期首時点における会員種別に応じて、以下の年会費を一括払いで納入しなければならない。なお、年会費の納入期限は、事業年度期首月の末日までとする。初年度の納入金額及び納入期限等は、第2条3項に従うものとする。
 - 特別会員：300万円
 - 正会員：100万円
 - 準会員：20万円
2. 年会費の納入は、本協議会が定める金融機関口座への送金にてなされるものとする。なお、同納入に生じる送金手数料等は、会員がこれを負担する。
3. 本協議会は、会員がすでに納入した会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第5条（会員種別の変更）

1. 会員は、自らの会員種別の変更を希望する場合、本協議会の別途定める手続に従ってその申請を行うものとする。
2. 本協議会の代表理事は、第1項の会員種別変更の申請がなされた場合、その申請の承認または不承認を決定し、これを入会申込者に対して通知する。
3. 会員種別の変更の効力は、申請が承認された月の翌月1日より発生するものとする。
4. 会員は、会員種別変更の申請が承認された場合、申請が承認された月の翌月から当該翌月の属する本協議会の事業年度の当該会員種別変更前と当該会員種別変更後との年会費の差額を月割りし、当該月割りした金額に当該承認された月の翌月から当該翌月の属する本協議会の年度の末月までの月数を乗じた金額に次項に定める負担金の額を加算した額を、当該承認した旨の通知を受領した日の属する月の翌月25日（休業日の場合は翌々営業日）までに、本協議会が指定する方法で納付しなければならない。ただし、年会費の低い種別への変更の場合は、この限りではないが、本協議会は、その差額の返還をしないものとする。
5. 会員種別の変更に係る負担金は、10万円とする。

6. 会員は、会員種別の変更をした場合、その後1年間、再度会員種別を変更することはできないものとする。

第6条（会員の義務）

1. 会員は、本規約、本協議会の定款、その他本協議会が定める規程、規約及び本協議会と会員との間で合意をした約定（以下合わせて「本規約等」という。）を遵守する。
2. 会員は、本協議会の名義で、研究発表、講演等への登壇、メディア等の取材等の露出、およびその他の社会的影響力を伴う発言を行う場合には、その旨を事前に本協議会に通知し、理事会の事前承認を得なければならない。
3. 会員は、本協議会からのアンケート、イベント告知等の依頼事項について、可能な範囲で積極的に対応するものとする。
4. 会員は、本協議会が主催するイベント、学会等（以下「学会等」という。）において、本協議会により広報、事業活動報告の目的のために写真又は動画が撮影され、これらが会員を特定できる形式により公開（印刷物、HP 上での公開を含むがこれに限定されない。）されることがあることに合意し、異議を唱えない。また、会員は、当該写真又は動画との関係で自己の肖像権、人格権、著作権、著作者人格権その他の権利を本協議会及び第三者に対して主張せず、また自身に所属する役員及び従業員等に肖像権、人格権、著作権、著作者人格権その他の権利を本協議会及び第三者に対して主張させないものとする。

第7条（会員資格の有効期間）

1. 本協議会の会員資格の有効期間は、第2条第4項の定める入会日から1年間とし、以後、第9条に定める退会、第10条に定める除名または第12条に定める事務局の手続きによる会員資格の喪失がない限り、同内容にて自動的に更新されるものとする。

第8条（届出事項の変更）

1. 会員は、その氏名、住所、連絡先等の本協議会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。
2. 本協議会は、会員が前項の通知を行わなかったことにより、会員が被る不利益について一切責任を負わないものとする。

第9条（退会）

1. 会員は、別途定める退会届出書を本協議会に提出することにより、本協議会から退会することができる。会員は、退会届を提出した月の翌月の末日をもってその会員資格を喪失するものとする。

第10条（除名）

1. 本協議会は、理事会が、会員が以下のいずれかに該当すると判断したことを理由とし

て除名する旨の決議をした場合、当該会員を除名する。除名の決議を受けた会員は、その時点で会員資格を喪失する。

- (1) 本規約等に違反した場合
 - (2) 自身又は自身に所属する役員若しくは従業員が本協議会の名誉または信用を傷つける恐れのある行為、又は本協議会の目的に反する行為をした場合
 - (3) 本協議会の事前の許可なく、本協議会の活動により得た情報を利用して、本協議会の活動と関わりのない独自の商業活動を他の会員に対して行った場合
 - (4) 本協議会に届出た情報に虚偽の内容が含まれていることが判明した場合
 - (5) 本協議会の事業活動を妨害する等により本協議会の事業活動に悪影響を及ぼした場合
 - (6) 他の会員に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む。）を行なった場合
 - (7) 法令または公序良俗に反する行為を行った場合
 - (8) 以下のいずれかに該当する場合
 - a) 反社会的勢力等（第 12 条で定めるものをいう。本条において以下同じ。）に該当すると認められるとき。
 - b) 反社会的勢力等を利用していると認められるとき。
 - c) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - d) 反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - e) 自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布、偽計、威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき。
 - (9) 理由なく会費を滞納し、督促を受けてもその支払をしないとき。
 - (10) その他の除名すべき正当な事由がある場合
2. 会員は、前項により除名された場合、当該除名によって被った損害について、本協議会、理事会の構成員、その他本協議会に所属する者に対し、如何なる理由に基づいても一切賠償請求をすることができず、また会員資格喪失後も一切賠償請求をしないことに同意する。

第 11 条（事務局の手続きによる会員資格喪失）

1. 本協議会は、会員に以下のいずれかの事由が認められる場合、事務局の判断によって当該会員の会員資格を喪失させることができる。この場合、当該会員は、その時点で会員資格を喪失する。
 - (1) 個人の場合においては、死亡または失踪宣言を受けたとき。法人または団体においては、解散又は消滅したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

- (3) 正当な理由なく1期以上会費を滞納したとき。
- (4) 登録された連絡先に連絡がとれなくなったとき。
- 2. 会員は、前項に基づき会員資格を喪失した場合、当該会員資格の喪失によって被った損害について、本協議会、理事会の構成員、その他本協議会に所属する者に対し、如何なる理由に基づいても一切賠償請求をすることができず、また会員資格喪失後も一切賠償請求をしないことに同意する。

第3章 雑則

第12条（反社会的勢力の排除）

- 1. 会員は、本協議会に対して、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに準じる反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）ではなく、また反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

第13条（会員情報の取り扱い）

- 1. 本協議会は、会員から提供又は開示された個人情報を本協議会のプライバシーポリシーに則り取り扱うものとし、会員は、あらかじめこれに同意する。
- 2. 会員は、他の会員の個人情報を、プライバシー保護のため、善良なる管理者の注意をもって取扱うものとし、当該個人情報を秘密として保持し、本協議会の定款に定める事業の目的に沿って行われる会員自身の本協議会における活動ためにのみ用い、会員以外の第三者に当該個人情報を開示、提供、売却、漏洩してはならない。

第14条（知的財産）

- 1. 会員は、本協議会の活動に関連して作成した成果（他の会員その他の第三者と共同で作成した場合を含む。以下「本成果」という。）に関する知的財産権（著作権の場合には、著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下同じ。）を本成果作成後直ちに本協議会に無償で移転することに同意する。ただし、自己又は第三者が、本成果の作成前から保有していた知的財産権は除く。
- 2. 会員は、己の責任と負担において、前項に定める知的財産権の移転を行うために必要な措置を自己の役員及び従業員との間でとるものとする。
- 3. 会員は、自己が保有する知的財産権に基づき、本協議会に対し、本成果を使用し（本成果を改変等して利用する場合を含む。以下同じ。）、第三者に本成果を自由に使用させる（本成果を改変等して利用させる場合を含む。以下同じ。）ことのできる非独占的な権利を無償で許諾する。ただし、当該非独占的な権利は、第三者に譲渡その他移転することはできず、第三者に本成果を使用させることを除き再許諾する権利を含まないものとする。
- 4. 会員は、本協議会及び第三者に対し、本成果に関する著作者人格権を行使せず、当該会員の役員及び従業員に対して、本協議会及び第三者に対し、当該本成果に関する著

作者人格権を行使させてはならない。

5. 会員は、本成果を本協議会が使用し、又は第三者に使用することを認めたことにより、本協議会が、他の第三者から知的財産権を侵害するものとして何らかの請求を受け、または提訴される等して紛争が生じた場合、当該会員は自己の責任と負担においてその一切を処理解決し、本協議会が被った全ての損害を賠償し、本協議会には何らの損害も生じないようにしなければならない。ただし、当該権利侵害が本協議会の責にのみ帰すべき事由に基づく場合にはこの限りでない。

第 15 条（秘密情報の保護）

1. 本協議会は、会員から秘密である旨の表示を付されて開示を受けた情報（以下「秘密情報」という。）を、本協議会の定款に定める事業の目的にのみ使用し、第三者に開示又は漏洩させないよう適切な措置を講じるものとする。ただし、以下のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。
 - (1) 開示を受けた時点において、すでに自己が保有していた情報
 - (2) 開示を受けた時点において、既に公知であった情報
 - (3) 開示を受けた後に自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 秘密情報によることなく、独自に開発又は知得した情報
2. 前項にかかわらず、本協議会は、以下のいずれかに該当する場合には秘密情報を開示することができる。
 - (1) 本協議会が、理事会の構成員、その他本協議会に所属する者、本協議会が依頼する弁護士、弁理士、公認会計士、税理士その他の外部専門家（以下、まとめて「本協議会に所属する者等」という。）に対し、本協議会の定款の定める事業の遂行に必要な範囲で開示する場合。ただし、本協議会は、当該本協議会に所属する者等に対し、本条が定めるのと同等の義務を課し、その義務を遵守させるものとする。
 - (2) 法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合、及び法令又は公的機関の規則に基づき開示の必要がある場合。ただし、この場合には遅滞なく当該開示につき、当該秘密情報を本協議会に開示した会員に通知するとともに、当該開示の範囲が必要最小限となるよう合理的な努力を払うものとする。

第 16 条（免責、損害賠償）

6. 会員は、本協議会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否、方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本協議会は、一切責任を負わないものとする。万一、本協議会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わ

らず、本協議会は、間接損害、特別損害、逸失利益ならびに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとし、本協議会が会員に支払う賠償金の額は、いかなる事由によるものであったとしても、当該会員の支払った直近1年分の年会費を上限とするものとする。

7. 本協議会は、会員間または会員と第三者との間の紛争等につき、一切の責任を負わないものとする。
8. 会員は、本条の規定が、会員資格を喪失した後であっても、継続して自己に対して効力を有することに同意する。

第17条（本規約等の変更）

1. 本協議会は、理事会の決議によって、本規約を変更できるものとする。
2. 前項の変更をする場合、本協議会は、本協議会のウェブサイトへ掲載することによって、会員に対して本規約等を変更する旨、変更内容および効力発生日を事前に通知するものとし、当該効力発生日の到来をもって当該変更内容が効力を有するものとする。

第18条（残存条項）

1. 会員は、自己が、退会、除名、その他の理由により会員資格を喪失し、会員でなくなった後も、第6条第4項、第10条第2項、第11条第2項、第13条第2項、第14条、第16条、本条、第20条の規定については、引き続き適用があることに同意する。

第19条（分離可能性）

1. 本規約等のいずれかの条項が何らかの事由により無効または執行不能と判断された場合であっても、その無効や執行不能は、本規約等の他の条項に影響を与えないものとし、本規約等は、当該条項が含まれていなかったものとして解釈されるものとする。

第20条（合意管轄、準拠法）

1. 本規約等は、日本国法を準拠法とする。
2. 本協議会と会員は、本規約等に定めのない事項または本規約等の解釈等に疑義が生じた事項について、誠意を持って協議し、円満解決を図るものとする。
3. 前項の協議にもかかわらず、本規約等に関して本協議会と会員との間に紛争が発生した場合には、本協議会の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（附則）

本規約は、2024年3月15日から施行する。